

原子力関連業務従事者研修事業 仕様書

1 業務の目的

県内企業の社員（技術者等）を対象として、原子力発電施設の保守点検業務および廃止措置業務等に必要となる知識の修得または技術の向上に関する研修を実施することにより、県内企業の原子力関連業務への参入と受注拡大を促進する。

2 業務期間

契約締結日（令和2年5月上旬目途）から令和3年3月31日（水）まで

3 委託上限額

78,001千円以内（消費税込み）とする。

※この委託上限額は、設備備品整備がない場合のものである。業務の実施に当たり、設備備品の購入が必要な場合は、県において購入する。この場合、委託上限額は当該設備備品購入に関する費用分を差し引いた額とする。

4 研修対象者

新たに原子力関連業務への参入を希望する県内企業や、既に原子力関連業務に参入しているが、さらに技術力を向上し受注拡大を目指す県内企業の社員（技術者等）を対象とする。

5 研修実施場所

原則として県内の施設にて行う。なお、実技を伴う研修については、研修の実施に支障がない施設を活用すること。

6 研修受講料

テキスト代も含め、無料とする。

7 業務内容

本業務の目的に沿って、研修事業の企画・運営として、以下の業務を行うものとする。

（1）研修事業の広報

- ・研修実施を周知するためのポスター等を作成し、県内施設に広く掲示する。
- ・研修カリキュラムと研修内容を分かりやすくまとめた冊子等を作成し、受講を希望する県内企業に配布する。

（2）研修の実施

①一般研修

（対象）主として原子力関連業務への参入を希望する企業の社員

（内容）放射線取扱等の原子力全般に関する基礎知識および原子力施設の代表的設備の保守点検作業等に関する基礎知識等を習得するための研修

なお、福島第一原子力発電所事故から得られた教訓を踏まえた内容を盛り込むよう配慮すること。

(業務) 研修内容の企画、研修生の募集、講師との調整、テキストの調達、会場借上、研修の運営管理など一般研修を実施するために必要な業務

②専門研修

(対象) 一般研修を通して基礎的な知識・技術力を養った県内企業ならびに原子力関連業務に参入済みで技術力の向上を目指す県内企業の社員

(内容) 原子力関連業務に必要な実践的な知識および技能を習得するための研修
なお、福島第一原子力発電所事故から得られた教訓を踏まえた内容を盛り込むよう配慮すること。

(業務) 研修内容の企画、研修生の募集、講師との調整、テキストの調達、会場借上、研修の運営管理など専門研修を実施するために必要な業務

③情報交換会

(対象) 研修を受講した県内企業の経営者、管理者等

(内容) 参入のために必要となる条件や技術等を把握するため、県内原子力施設のメンテナンス会社との面談方式等による情報交換会を開催する。

(業務) 内容の企画、参加企業の募集、メンテナンス会社との調整、会場借上、当日の運営管理など情報交換会を実施するために必要となる業務

(3) アンケートの実施

研修受講者に対し、研修内容等についてのアンケートを実施する。また、一般研修および専門研修のカリキュラム終了後、研修受講企業に対し、研修に対する意見や業務受注状況等についてのアンケートを実施する。

(4) 報告書の作成

全ての研修終了後、その実施内容・結果および(3)のアンケート集計結果を報告書として取りまとめ、県へ提出すること。

8 再委託の制限

受託事業者は、業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要およびその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて提出し、県の承諾を得なければならない。

9 その他の留意事項

(1) 本業務は、国の補助金を活用して実施するため、会計検査院の会計実地検査の対象となる。そのため、他に行っている事業と明確に区分した経理処理等を行うこと。

(2) 受託事業者は、県が求める場合にあっては、業務に関する会計、関係帳簿の写しを県に提出することとする。

(3) 受託事業者は、本業務により実施する研修受講料やテキスト代を有料にしてはならない。